

審査結果概要書

平成 25 年 2 月 20 日

審査機関名 シー・アイ・ジャパン株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	建材製品製造工場におけるバイオディーゼル燃料設備導入による排出削減事業
排出削減事業者名	美建工業株式会社
排出削減共同実施事業者名	一般社団法人低炭素投資促進機構
その他関連事業者名	
事業実施場所	<ul style="list-style-type: none"> ○美建工業株式会社 服部工場 (広島県福山市駅家町服部永谷 634) ○美建工業株式会社 大和工場 (広島県三原市大和町大草 291-1) ○美建工業株式会社 尾道工場 (広島県尾道市長者原 1 丁目 220-17) ○美建工業株式会社 福山工場 (広島県福山市新浜町 2 丁目 2-23) ○美建工業株式会社 三次工場 (広島県三次市上川立町 1861-1)
事業の概要	本事業は、トラック、重機等にて使用する燃料を軽油からバイオディーゼル燃料 (BDF) に変更する事によって、二酸化炭素排出量を削減するものである。
排出削減量の計画	2012 年度 : 37 tCO ₂ /年 (事業実施期間合計 37 tCO ₂)
国内クレジット 認証期間	事業開始日 2013 年 3 月 18 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 028 化石燃料からバイオディーゼル燃料への切り替え

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	事業計画が日本国内で実施されていることを、2013年2月6,7日に事業サイトを訪問して確認した。 排出削減事業実施場所：美建工業株式会社 服部工場 他4箇所 (広島県福山市駅家町服部永谷634 他4箇所)
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと</p> <p>本事業は、法的義務等の順守のために計画されたものではなく、CO2排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認した。</p> <p>2) 投資回収年数</p> <p>排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問および検算により全体で13.7年であることを確認している。投資回収年数計算の根拠データについては、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。また、投資回収年数については、本事業は補助金を受けておらず、全投資額をもとに算出していることを確認している。</p> <p>3) 追加性判断における定性要因</p> <p>当該組織は、生コンクリート、コンクリート二次製品、環境保全型ブロック、インターロッキングブロック等の製造を行っており、それらの製品輸送に多くの燃料を使用している。組織では、省エネ法の特定事業所となっており、予めから石油燃料の消費によるCO2排出を課題として捕らえていた。そのような中で、BDFを使用することにより植物由来の燃料であることでカーボンニュートラルになることに注目し、環境負荷を燃料代替によって軽減していきたいという想いと、国内クレジット制度の意義がマッチし、投資意思決定されたことを事業者への質問により確認している。</p> <p>以上の通り、本事業は国内クレジット制度への参加を意図して実施されたものであり、追加性があると判断できる。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	自主行動計画への参加の有無について、訪問時の事業者への質問、その他関係者への質問により自主行動計画に参加している事業者でない事を確認した。

<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 028 に基づき排出削減量を計算しており、該当する適用条件を満たしていることを確認した。</p> <p>適用条件 1 については、化石燃料を使用する車両・設備における使用燃料を、バイオディーゼル燃料へ切り替えていることを現地確認及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 2 については、本事業によりバイオディーゼル燃料へ切り替えなかった場合、化石燃料を継続して利用できることを関連資料及び関係者への質問により確認している。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) 本事業に使用するバイオマス燃料の輸送等に係るリーケージ排出量については、本削減事業の排出削減量の5%未満であることを、排出削減事業者への質問及び燃料供給事業者の情報等から確認している。</p>
----------------------------	---

4. 特記事項

なし